

ふれあい サロンって どんな ばしょ？

ふれあいサロンを 立ち上げたい方へ

ふれあいサロンって？

望まない孤独・孤立を防ぐために、地域の皆さんが主体となつてつくる、「交流と支え合いの居場所」です。

活動内容

おしゃべり・ウォーキング・体操など様々！
皆さんの自由な発想で活動ができます。

健康麻雀



体操



料理



ふれあいサロン支援事業の財源

財源は、「歳末たすけあい募金」や「社会福祉協議会への寄付など」です。

地域の皆さまからのご寄付を熱意ある
サロン活動に役立ててください！

登録までの流れ



①相談

サロン内容や登録条件などの確認

- ・ 望まない孤独・孤立を防ぐための活動であること
- ・ 住民による自主的・自発的活動であること
- ・ 世話人が3人以上いること（過半数が区内在住・在勤）
- ・ 参加者を制限しない地域に開かれた場であること
- ・ 月に1回以上活動し、対面形式であること
- ・ 政治・宗教・営利を目的としないこと



②お試し 開催

職員が訪問し、サロンスタッフと以下を確認

- ・ サロンの登録条件を満たしていること
- ・ 継続して活動できること



※会場費が必要な場合、この段階では自己負担です。

③登録カード 提出

社協に書類を提出

- ・ 「ふれあいサロン登録カード」と「振込口座確認書」を提出して下さい。
- ・ 会場助成金を申請する場合は、別途必要書類の提出が必要です。



④登録完了

活動開始

- ・ 活動報告書を年1回、3月末に提出します。
- ・ 登録は自動更新です。
1年間活動実績がない場合は登録取り消しとなります。
- ・ 登録内容に変更があった場合、活動中、怪我や事故が発生した場合は、速やかに社協にご連絡ください。

ふれあいサロンへの支援

活動助成金

- ・ 年1回活動助成金として5,000円を助成します。
- ・ 登録の翌年、5月下旬に各サロンの指定口座に振り込みます。

会場使用料助成金

- ・ 貸出施設を利用する場合、実際にかかった会場使用料の一部を助成します。
(※1回の利用につき上限を1,500円、1か月につき3,000円までを限度)
- ・ 登録時に、会場使用料が記載された規約の提出が必要です。
- ・ 毎月、助成金交付の申請ができます。領収書の提出が必要となります。
(※領収書がない場合、助成金はお支払いできません。)
- ・ 地域学習センター、住区センターは使用料減額・免除申請の対象施設です。

広報・PR・後方支援

- ・ サロン運営についての相談
- ・ 交流会・研修会の開催
- ・ チラシの作成・印刷（1回につき30枚まで）
- ・ 各種ホームページへの掲載



ふれあいサロンの立ち上げにご興味がある方はご相談ください！

問合せ先

足立区社会福祉協議会 基幹地域包括支援センター
〒121-0816 足立区梅島2-1-20 1階（足立消防署横）
☎:03-6807-2127 FAX:03-5681-3374